障害者が暮らしやすい社会の実現に向けて

地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科 渡部 葵

1. 日本のバリアフリー化は進んでいると言えるのか

私たちが暮らす地域社会は、様々な心身の特性や考え方を持つ多様な人々で構成されて いる。このように日本が多様性に富んだ社会になっていくことを受けて、障害を持つ人が暮 らしやすい社会の実現が求められている。これまでは、地域社会の中で多数を占めている人 に合わせて社会がつくられてきたため、障害を持つ人にとって生活の中で障壁となる「バリ ア」がつくり出されている場合がある。そこで、この社会的バリアを取り除くために 2006 年 12 月 20 日に施行されたのがバリアフリー新法だ。一旦は、バリアフリー新法が施行さ れたことでバリアフリー促進に対する人々意識は高まったかのように思えるが、実際のと ころ、障害者の暮らしは改善されたのだろうか。私は現在の社会において、バリアフリー新 法の効果が完全に発揮されているとは言えないのではないかと考える。その理由として、例 えば、車椅子だと手が届かないような所に設置されてあるボタン、目が見えない人がぶつか って転んでしまう危険がある放置自転車など、障害を持つ人にとって障壁になるような場 面が身近なところで多く存在しているからだ。このようなことから、バリアフリーがまだま だ行き届いていない部分は多くあり、障害者が暮らしにくさを感じる場面は多いのではな いかと考える。そのため、なかなか改善されない暮らしにくさをどのように改善していけば 良いのか、なぜそのようなバリアが生じているのかを考えていく必要がある。また、障害者 にとって暮らしやすい社会にしていくためには、私たちのバリアフリーに対する意識を変 えることも必要であり、障害者にとって何が障壁となっているのか理解しようとすること が重要になってくる。

以下、本稿では日本の障害者人口、バリアフリー新法で規定されていることを確認した上で、対象を身体障害者に絞ってまだ解決されてない障壁・課題を述べ、課題解決に向けた提案を行っていく。

2. 日本の障害者人口

内閣府が行った調査¹によると、障害者人口は 2006 年から 2018 年の 12 年間で 300 万人近く増加していることが分かり、日本の全人口から比較すれば国民の約 8%が障害を抱えているということが現状である。障害者の内訳としては、身体障害者、精神障害者、知的障害者の順で多く、12 年間で身体障害者は 85 万人、精神障害者は 134 万人、62 万人増加している。このように、障害者の人口が増加傾向にある理由の 1 つとして、日本の少子高齢化によ

¹ 「なぜ今日本の障害者人口が増加しているのか」、福祉経営ラボ公式ホームページ (取得日 2020 年 3 月 8 日 https://blog.fukushi-lab.com/welfare_019/)

り高齢者人口が増加したことが考えられる。総務省統計局のデータ¹によると、2019年9月15日で65歳以上の高齢者人口は3588万人で過去最多、高齢者が総人口に占める割合は28.4%で過去最高の数値が示されている。さらに、高齢者人口は今後も増加することが予測されており、2040年には約4000万人まで増加すると予測される。高齢になると身体機能が低下し、体が思うように動かなくなることが増えたり、重度の認知症をきたして精神障害が認められたりすることがあるため、今後高齢化に伴い障害者の数も増えることが考えられる。

3. バリアフリー新法

高齢化に伴い障害者人口が増加傾向にあることを受けて、日本では2006年12月20日にバリアフリー新法が施行された。バリアフリー新法の目的は、高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することである²。公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間を新しく設置する時に移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって、バリアフリー化を推進するとともに、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を目指す。

また、新たに『ユニバーサルデザイン』の考え方を踏まえた規定が盛り込まれている。『ユニバーサルデザイン』とは、障害のある人を特別視せずに、あらゆる人々が快適に暮らすことができるデザインをするという考え方である²。しかし、「あらゆる人のため」のものを1からデザインしていくことは現実的に難しいことから、『ユニバーサルデザイン』を目指すためには、①様々な者の参画を得て意見交換をしながら、②粘り強く継続的に、さらには、③広くその必要性への理解を得ながらバリアフリーに取り組むことが必要とされている。

このようなことを踏まえてバリアフリー新法では、様々な段階での住民・当事者参加、継続的・段階的な改善、心のバリアフリーの促進、これらの規定が盛り込まれている。

4. 障害者にとっての障壁

では、バリアフリー新法が施行されたことで、障害者にとっての障壁は本当に解決されたのだろうか。ここでは、対象を身体障害者に絞って、まだ解決されていない障壁・課題について述べていく。

1 つ目は、物理的なバリアの中でも公共交通機関の改善整備が進んでいないことである。公共交通機関に関して改善が必要とされている部分は、ホームと車両の間の隙間と段差の解消である。隙間と段差があることで車椅子を使う人は一人で乗車することが難しい。しかし、ホームと車両の段差や隙間はできる限り小さいものにすることと省令で定められてお

-

² 「バリアフリー新法」,株式会社 Nano テックス公式ホームページ,(取得日 3 月 10 日 https://www.nanotechss.co.jp/ikiikikurabu/fukusijouhou/barrierfree.html)

り、隙間をなくすと電車がホームに接触するなどの理由から完全になくすことはできない。 また、路線が相互乗り合いをしていると列車とホームの隙間の幅や段差も変わってくるため、すぐに解決することは難しいとされている³。

そして駅のバリアフリー化でもう 1 つ重要とされるのがホームドアの設置である。ホームドアが設置されれば、乗客の転落防止ができ、視覚障害をもつ人も安心して乗車することができるようになる。しかし、2018年の時点でホームドアを設置している駅はわずか8%にすぎず、ほとんどの駅でホームドアの設置は行われていない。整備がなかなか進まない背景には、多額のコストがかかるという問題がある3。自治体からの補助金があるものの、1駅あたりの工事費は数億円以上と言われており、さらに設置した後も大きな維持費がかかる。また、費用面以外にも電車によって扉の位置が異なるという課題がある。車両のドア数の違いであったり、何両編成かによって車両の長さが違ったりするため、車両側にドアがない箇所について、ホームドアが開かないようにしなければならない。

このような調査結果から、バリアフリー新法が掲げている、公共交通機関での移動等円滑 化の促進についてはまだまだ課題が多く、特に費用面での課題が目立つことから、自治体が 足並みをそろえて改善していくことは困難のように思われる。

2つ目は、心のバリアフリー化が進んでいないことである。心のバリアフリー化とは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指す⁴。

東京都福祉まちづくり推進協議会が 2015 年 10 月に公表した、東京都における心のバリアフリーに関する調査では、「障害者と付き合う中で、戸惑ったり悩んだりした経験がある」と答えた人が 60.8%、「ない」と答えた人が 21.6%であったことが分かった。また、外出時に困っている人を見かけたときの行動で、「手助けまでに至らなかった」、「何もしなかった」と答えた人が約 32%いることが分かった。 さらに、困っている人を見かけた時に何もしなかった理由として、「手助けをしてもいいか分からなかった」、「忙しかったから」、「他の人が手助けすると思った」といった答えが挙がっている 4。

このような調査結果から、困っている人を見かけた時適切な対応の仕方を知っている人は少なく、どう対応したら良いか分からない人が多いこと、また、困っている人に声をかけることを遠慮してしまう人が多いことが分かる。

このように、心のバリアフリー化がなかなか促進されにくい現状がある理由として、健常者と障害者が交流する機会が少なく相互理解が足らないこと、健常者にとって障壁でない ことが障害者にとっては障壁になりうることに気がつかないといったことが考えられるの

3

³ 「日本のバリアフリー化は進んでいる? 交通機関と歴史的建造物のいま」, NHK ハーフネットホームページ

⁽取得日 2022 年 3 月 13 日 https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/341/)

⁴ 「バリアフリーの問題点とは?」, SDG s 特化メディアホームページ (取得日 2022 年 3 月 12 日 https://sdgs.media/blog/6823/)

ではないだろうか。

3つ目は、制度的なバリアが存在していることである。制度的なバリアとは、社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われていることを指す。例えば、学校の入試、就職や資格試験などで、障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限されることをいう。

公益財団法人アイメイト協会が行った、盲導犬使用者を対象としたアンケート調査⁵によると、2019年4月1日から2020年2月までの期間に、盲導犬を理由に入店拒否などの差別的な扱いを受けた人は全体の62.0%で、多くの使用者が差別被害に遭っている状況が確認された。また、入店拒否を受けた場所で最も多かったのが飲食店、2番目に多かったのが宿泊施設という結果が出ている。盲導犬を理由に入店拒否をする理由としては、「盲導犬を店に入れた事例がないから」、「犬アレルギーのお客様もいるかもしれないから」ということが挙がっていたが、どれも正当な理由だとは言えない。盲導犬を理由に入店拒否の態度を見せていることは、障害者に対して普通のお客様と同じように接しようとしていない、理解しようとしていないことが窺える。

また、盲導犬以外にも車椅子を理由に入店拒否をされたという事例もある⁶。障害があることで入れないお店があることは、障害者の行動を制限してしまっていると同時に、どこかに出かけたくても入店拒否をされるかもしれないという、外へ出ることに抵抗感を感じさせてしまう。

このように、障害者にのみ他の人には与えられるような権利が制限されていることは、障害者に対して普通の人より能力が劣るなどといった偏見からきているものであり、障害者を「個人」として見ることができていないのではないかと考える。

5. 「社会的なバリア」をなくすために何ができるか

以上のような社会にまだ残っている障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会を実現するために、ハード面とソフト面の両方から解決策を提案したい。

1つ目は、LRTを導入することである。先ほど述べたように、公共交通機関のバリアフリー化が抱える課題の 1 つに、改善後に生じる課題も考慮しなければならないことからホームと車両の間の隙間と段差の解消が難しいということがあった。しかし、LRTを導入すれば、停留場と車両に段差がなく、高齢者や車いすの方でもスムーズに乗り降りすることができるということで、車椅子の人も一人で乗車することが可能になる。さらに、視覚障害者対応として握り棒に点字シールを貼ったり、聴覚障害者対応として電光掲示板のような案内表

⁵ 「障害者差別解消法施行から4年を経て、いまだに盲導犬を理由とした入店拒否が6割以上」、PRTIMESホームページ、

⁽取得日5月6日 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000011.000044231.html)

⁶ 障害者差別解消に関する相談事例集,東京都福祉保健局,(取得日 6 月 1 日 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho yougo/sabekaikeihatsu.files/2021zireisyuu.pdf)

示をつけたりすることで、様々な障害をもつ人が利用しやすくなり、誰でも安心・安全に乗り降りすることができる。また、既存の道路空間を活用した導入が可能なため、新交通システム等の整備に比べて建設コストが削減できる。

2つ目は、駅に低コストタイプのホームドアを設置することである。低コストタイプのホームドアとは、従来のホームドアの作りを簡素化したもののことである⁷。例えば、左右の扉をアルミ製のバーにすることで扉部分が軽量化し、ホームを補強工事する必要がなくなる。さらに、作りを簡素化することで工事期間の短縮も見込め、コスト削減が可能である。そのため、このような低コスト・軽量化が実現し、従来と同じ強度で開発された新しいホームドアが普及されれば、ホームドアの設置数が増加するのではないかと考える。

また、ホームドアに関しては、車両側にドアがない箇所についてホームドアが開かないようにしなければならないという課題もあった。現在このような課題に対して、「戸袋移動型ホーム柵」という、電車の扉の位置に合わせてホームドアを収納する戸袋も一緒に移動する仕組みになっているものであったり、「マルチドア対応ホームドア」という、車両側にドアのある部分だけ反応してホームドアが開く仕組みになっているものであったり、扉数の異なる車両に対応するホームドアの開発が進められている®。このような新形式のホームドアは多くのセンサーを利用しており、利用者の安全を確保するためにも扉のある正しい位置でホームドアが開くように信頼性の高いセンサーを採用する必要がある。また、今までのホームドアとつくりが異なるため、新形式特有のリスクというものにも配慮しなければならない。

3つ目は、飲食店や宿泊施設を対象に、障害者(身体障害者)に関する接遇マニュアルを作成することである。課題の制度的なバリアでも挙げた、障害をもつ人の入店を断る本当の理由として、対応の仕方が分からないということが考えられる。そこで、マニュアルを作成し、肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者それぞれが抱える困りごと、必要なコミュニケーション方法等を記載しておくことで、相手のニーズを確認した対応が可能となる。例えば、視覚障害者であれば、困りごととしては視覚だけで収集するような情報を受け取ることができないこと、一人での移動が困難であることを記載し、必要なコミュニケーション方法としては情報を声や音で伝える必要があることを記載しておけば、視覚障害者の特性、必要としているサポートを理解することができる。

このようなマニュアルを作成することで、飲食店、宿泊施設にとっては障害者への理解促進になり、障害者にとっては自分たちが必要としているサポートを受けられるということで安心してもらうことができると考える。そのため、障害者の方にとって外に出かけることに対するハードルを下げることができると考える。

⁷ 昇降式にフレーム構造 低コスト・軽量化を実現したホームドア (取得日6月1日 https://matome.response.jp/articles/265)

⁸ 「ホームドアのさらなる普及を目指す 新形式ホームドアの評価」, (取得日5月6日 https://www.ntsel.go.jp/Portals/0/resources/kouenkai/h29/1_170707.pdf)

4つ目は、多様な人々の困りごとや痛みを察知し、障害者と積極的にコミュニケーションをとることである。東京都福祉まちづくり推進協議会が行った調査結果から分かったように、今の日本社会には、困っている人を見かけても遠慮して声をかけなかったり、対応の仕方が分からなくて声をかけなかったりする人が多くいる。それは、これまでに障害当事者と関わる機会が少なかったからだと考える。障害者への理解がなければ、普段自分たちにとって障壁になっていないものが障害者にとっては障壁になっていることに気づくことはできず、困りごとや痛みを察知することは難しい。しかし、実際に障害者が困っている現場に遭遇した時に、遠慮せず声をかけコミュニケーションをとることで、彼らに対する理解が深められ、彼らにとってどんなことが障壁になっているのか気づくことができる。

また、現在様々な地域で県民と障害者が交流するための地域イベントが開催されている。例えば、栃木県では毎年秋ごろに、とちぎ福祉プラザ若草アリーナで「カラフルとちぎ こころの集い」という、障害者の自立と文化活動への参加を促進するとともに、交流を通じて県民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めることを目的としたイベントが開催されている%。このような障害者と交流できるイベントに参加することも障害者理解を深めることにつながり、心のバリアフリーを促進させる契機になるのではないかと考える。

6. わく・わくショップ U の取り組み

ここで、私が実際に訪れてみた、宇都宮市役所 1 階に位置する「わく・わくショップ U」について述べたいと思う。「わく・わくショップ U」というのは、障害のある人が働く施設の工賃の向上を目的として設けられた、市庁舎内の常設店舗である。施設では、自主製品の製作や下請け作業などを行っており、その収益が利用者の工賃として支払われている。主に手工芸品や日常品などの常設販売のほか、お弁当やパンなどの特設販売や委託販売を行っている。

実際に訪れてみて、私は手作りのストラップ、アームバンド、ティッシュケース、コースターの4点を購入した。店内には他にも、ブローチやハンドバッグなどおしゃれに使えるものや日常生活で使える便利なものも売っており、様々な種類のハンドメイド商品が並んでいた。私は今まで障害のある人が作る製品を実際に目にする機会がなかったため、商品を手に取ってみて障害者の方の手先の器用さに驚いたのと同時に、これまでなんとなく、障害者の方は細かい手作業は苦手なのではないかという先入観を持ってしまっていたことに気づかされた。また、このように実際に障害者の方が作った商品が置かれているお店を訪れてみて、直接障害者と交流するだけではなく、作品を通じた間接的な交流もあるのだと気づくことができた。作品を通じた交流があることで、障害者の方のものづくりに関する創造性の豊かさや、器用さなどを感じることができるため、障害者理解につなげることができると考え

6

⁹ 「第 24 回カラフルとちぎ こころの集い」、栃木県庁ホームページ、 (取得日 2022 年 5 月 5 日 https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/r1karuhuru.html)

る。



図1 わく・わくショップUで購入した商品

7. バリアフリーで誰もが暮らしやすい社会へ

バリアフリー新法が施行されたことで、バリアフリーへの意識は高まったかのように思えるが、実際のところは、物理的なバリア、制度的なバリアがまだ存在していること、心のバリアフリー化が促進されていないことなど、様々な課題が残っていることが明らかになった。物理的なバリアに関しては、公共交通機関において改善するべき点がいくつか見られ、身体障害者にとって安全・安心して利用できるものであるとは言い難い。しかし、改善するにも多大なコストがかかることが考えられるため、バリアフリー化をすぐに進めていくことは難しい。制度的なバリアに関しては、障害者の入店拒否の調査から分かったように、差別意識から障害者には健常者に与えられている権利がないという場面が存在している。これは、障害者に対する誤った認識が招いていることであり、障害者への正しい理解ができていないということが考えられる。心のバリアフリー化に関しては、東京都福祉まちづくり推進協議会の調査から分かったように、障害者の困りごとへの対応の仕方が分からない人が多く、障害者と健常者の相互理解はあまり進んでいない。理解が足らなければ、社会に存在する障壁に気づくことができず、バリアを感じている人の身になって行動を起こすことは難しい。

これらの課題を踏まえて、ハード面とソフト面、両方から課題解決策を提案したが、ハード面に関しては費用負担も大きく改善されるのに時間がかかるため、実現するには困難な点が見られる。そのため、私は実現可能なソフト面での解決策を特に主張したい。飲食店や宿泊施設に障害者の接遇マニュアルを作成すること、多様な人々の困りごとや痛みを察知し、障害者と積極的にコミュニケーションをとることは、人々の障害者への意識を変えることで実現可能なことであると考える。大事なのは、障害者にとって何が障壁となっているか考えるだけではなく、どうして障壁になっているかまで考えることである。障害者目線で物

事を考えてみることで、彼らにとっての困りごとに気づくことができ、その障壁をどうした ら取り除けるのか考えることができる。

また、障害者が暮らしやすい社会を実現するために一番重要になるのが、一人一人が多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」を広げることだと考える。障害者が暮らしやすくなるためには、障害者にとって障壁となるものを取り除くことが必要であり、そのためには、障害者理解が不可欠である。コミュニケーションを通して障害者への理解を深めることで、社会にある様々なバリアに気づくことができ、困りごとに対してどう対応したらよいか、自分に何ができるか具体的に考えて行動することができるようになる。さらに、障害者の困りごとを提言していくことで、物理的なバリア、制度的なバリア等の障害者にとって障壁となっていることを改善することが可能になる。

障害のあるなしに関わらず、地域に住む様々な人が住みやすい社会を実現していくために、まずは私たち一人一人が障害者への理解を深め、障害者が抱える困難や痛みを察知できる力を身に付けていくことが必要である。障害者が住み慣れた町で安心して暮らしていくことができるように、自分に何ができるかをよく考えて、障害当事者と積極的に話をして寄り添っていくことが、社会にあるバリアを取り除く第一歩になるのである。